

○ 熊本市情報公開条例

平成 10 年 4 月 1 日

条例第 33 号

市政は、市民の厳粛な信託に基づくものである。

公正で民主的な市政運営を図るためには、市政に関する諸活動の状況が明らかにされ、市民に説明されることが必要である。

すなわち、市政運営に関する情報が一般に公開されることにより、市民一人一人にとって市政に関する適正な意見を形成することが可能となる。

このような認識のもとに、個人のプライバシーは最大限に尊重しつつ、その精神が市民の「知る権利」に由来するとされる情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民の市政への参加及び市政への監視を促すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の保有する文書等の開示を請求する権利につき定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 文書等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの
 - イ 本市の図書館、博物館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (3) 開示 閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。

(平 11 条例 20・一部改正)

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、文書等の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する

情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(開示を請求するものの責務)

第4条 文書等の開示を請求するものは、この条例の趣旨及び目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報は、これを濫用して第三者の権利等を害することのないよう、適正に使用しなければならない。

(文書等の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して文書等の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る文書等の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(実施機関の開示義務)

第6条 実施機関は、文書等の開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、当該開示請求に係る文書等に次条に定める情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該文書等の開示をしなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る文書等の一部に、不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分(以下この項において「不開示情報部分」という。)が当該不開示情報部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

- (1) 法律、条例その他の法令(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ 公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。))の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であって、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- (5) 実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(平 15 条例 10・平 19 条例 64・一部改正)

(公益上の理由による裁量的開示)

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る文書等に不開示情報が記録されている場合で、前条の規定により保護される利益に優越する公益があると認めるときは、第 6 条第 2 項ただし書及び前条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該文書等を開示することができる。
(文書等の存否に関する取扱い)

第 9 条 実施機関は、当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第 7 条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手續)

第 10 条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して規則で定める事項を記載した請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る文書等の開示の決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨並びに開示の日時及び場所その他開示に必要な事項を書面で通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定(以下これらを「請求拒否の決定」という。)をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。この場合において、当該文書等が期間の経

過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

(開示等の決定の期限)

第 12 条 前条各項の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)は、請求書が提出された日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期限(以下「決定期限」という。)までに開示等の決定をすることができないときは、開示等の決定の期限を請求書が提出された日の翌日から起算して 45 日以内の日(以下「延長期限」という。)とすることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、決定期限までに開示等の決定ができない理由及び延長期限を書面で通知しなければならない。

(著しく大量な文書等の開示請求に係る開示等の決定の期限の特例)

第 13 条 実施機関は、開示請求に係る文書等が著しく大量であるため、延長期限までに、そのすべてについて開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、開示請求に係る文書等のうち、相当の部分については延長期限までに開示等の決定をし、当該開示等の決定に係る部分以外の部分については延長期限後の日で相当と認められる日を期限として開示等の決定をすることができる。この場合においては、決定期限までに、前条第 2 項後段の規定の例により、開示請求者に対し、通知しなければならない。

(第三者の保護に関する手続)

第 14 条 実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、開示等の決定をするに際し、次項の規定に該当するときを除き、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、第 7 条第 2 号オ、同条第 3 号ただし書又は第 8 条の規定により、第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合は、あらかじめ、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前 2 項に規定する手続を経て、当該文書等を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が不服申立手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示

の決定後、速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。

(平 17 条例 27・一部改正)

(開示の方法)

第 15 条 文書等の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

2 文書等の開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、文書等の開示に当たり、当該文書等について汚損又は破損のおそれがあるときその他相当の理由があると認められるときは、当該文書等に代えてその写しにより開示をすることができる。

(費用の負担)

第 16 条 開示請求に係る文書等の閲覧の手数料は、無料とする。

2 開示請求に基づき、文書等の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(不服申立てに関する手続)

第 17 条 開示等の決定に対し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げるときを除き、当該不服申立てに関する事項について、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成 15 年条例第 11 号)第 1 条に規定する熊本市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てを却下するとき。

(2) 請求拒否の決定を取り消し、当該文書等の開示の決定をするとき(当該文書等に第三者に関する情報が記録されているときを除く。)

(平 15 条例 10・一部改正)

第 18 条 削除

(平 15 条例 10)

(審議会の調査権限)

第 19 条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁(以下「諮問庁」という。)に対し、開示請求に係る文書等の提出を求め、不服申立人にこれを閲覧させることなく、その内容を直に見分することができる。この場合において、諮問庁は、当該文書等の提出を拒むことはできない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、請求拒否の決定があった文書等又はその部分と請求拒否の理由とを分類し、及

び整理することその他の方法により、諮問された事案(以下「事件」という。)に関する説明を求めることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、審議会は、事件に関し、不服申立人、参加人及び諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書若しくは資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、若しくは鑑定をさせ、又はその他の必要な調査をすることができる。

(平 15 条例 10・一部改正)

(審議会における事件の取扱い)

第 20 条 不服申立人等は、審議会に対し、口頭による意見陳述の機会を付与するよう求めることができる。ただし、審議会は、その必要がないと認めるときは、当該機会の付与をすることなく答申をすることができる。

- 2 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 3 不服申立人等は、審議会が不相当とする場合を除いて、審議会に対し、前条第3項又は前項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。

(平 15 条例 10・一部改正)

(適用除外)

第 21 条 この条例は、法令等の規定により、文書等を閲覧し、縦覧し、又は文書等の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

(文書等の検索資料)

第 22 条 実施機関は、文書等の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第 23 条 市長は、毎年度1回、文書等の開示の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(文書等の管理)

第 24 条 実施機関は、文書等の管理に関する定めを制定し、当該定めに従った適切な管理に努めなければならない。

(情報提供施策の推進)

第 25 条 実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(指定管理者に係る情報公開)

第 26 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、その保有する文書、図画等のうちそのものが管理を行う公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者が管理を行う公の施設に関する文書、図画等であって実施機関が保有していないものに関し、閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書、図画等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前 2 項の文書、図画等の範囲その他これらの規定による文書、図画等の公開又は提出について必要な事項は、実施機関が定める。

(平 18 条例 3・追加)

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 18 条例 3・旧第 26 条繰下)

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 10 年 8 月 26 日規則第 47 号で平成 10 年 10 月 1 日から施行)

2 この条例の規定は、次に掲げる文書等について適用する。

(1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書等

(2) この条例の施行の日前に作成し、又は取得した文書等であって、開示のための整理が終わったものとして実施機関が指定したもの

附 則(平成 11 年 3 月 16 日条例第 20 号)

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市情報公開条例の規定中議会に関する部分は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。

附 則(平成 15 年 3 月 17 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の熊本市情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)第 18 条第 1 項の規定により置かれた熊本市情報公開審査会(以下「情報公開審査会」という。)は、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成 15 年条例第 11 号)第 1 条の規定により置かれる審議会となり、同一性を持って存続するものとする。

- 3 この条例の施行の日の前日において、情報公開審査会の委員に在任している者の任期は、改正前の条例第 18 条第 5 項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 27 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 3 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 21 日条例第 64 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。